主 文 本件各抗告を棄却する。 理 由

本件抗告の理由は、弁護人笠原喜四郎作成の抗告の申立と題する書面記載のとおりであるから、これを引用する。

以上のほか、これまでの勾留関係についての経緯等にかんがみれば、原裁判所のなした保釈請求却下決定は相当というの外なく、また現段階においては、他に原決定を変更して保釈を許可すべき特段の事由も見出し難いので、本件抗告は理由がない。

〈要旨〉次に、勾留の執行停止に関する抗告について考えてみるに、前記勾留に関 する処分記録によれば、昭和四六</要旨>年七月二七日弁護人から被告人の肺結核罹 病を理由とする勾留の執行停止許可申請書が原裁判所に提出されたこと(その後同 年八月一三日付の勾留執行停止理由追加申立書が提出されている。)および右許可 申請書の末尾に、「本申請について職権の発動をしない、昭和四六年八月一六日東 京地方裁判所刑事第一〇部裁判長裁判官1外二裁判官の氏名」の記載がなされ、かつ 各裁判官の氏名下に押印がなされていることを認めることができる。ところで、弁 護人は、原裁判所の右裁判を取消し、勾留の執行を二ケ月間停止する旨の裁判を求めるとして抗告をしたものであるが、勾留の執行停止は、裁判所が職権をもつてな すものであり、被告人側から裁判所に対し執行停止の申請をしても、それは、唯裁 判所の職権発動を促す意味をもつに過ぎないのであつて、裁判所は必ずしもその申 請について裁判をなし、これを告知する訴訟法上の義務はないのであるから(最高 裁判決、昭和二四年二月一七日、判例集三巻二号一八四頁)、原裁判所もこのことを考えて本件勾留の執行停止申請について正規の決定をすることなく、右申請書に 右のような記載をなすに止めたものと解されるのであつて、この記載の体裁にかん がみ、又右記載の謄本が訴訟関係人に送達された形跡もうかがわれないことをも併 せ勘案すれば、右の措置をもつて原裁判所の決定があつたものとは認め難いから、 これに対して抗告するに由ないものというべく、すなわち本件抗告は不適法として 棄却する外はないのである(なお、勾留の執行停止申請の実体について考えてみて も、申請の理由は、前述のとおり、被告人の肺結核罹病により勾留に耐え難いとい うものであるが、その理由のないことは、すでに説明したとおりであり、他に勾留 の執行を停止すべき特段の事由も認め難い。)

よつて、刑訴法四二六条一項に則つて主文のとおり決定する。 (裁判長判事 栗本一夫 判事 小川泉 判事 藤井一雄)